



2022年7月14日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 競 良一
(東証スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する 保全抗告の申立てに関するお知らせ

2022年7月11日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社が、2022年5月18日開催の取締役会において決議いたしました第1回A新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）について、2022年7月1日付で大阪地方裁判所において差止仮処分の決定（以下「本仮処分決定」といいます。）がなされ、当社による保全異議の申立てに対し、同裁判所より、同月11日付で本仮処分決定を認可する決定（以下「本認可決定」といいます。）がなされておりましたが、当社は、本日、大阪高等裁判所に対して、本認可決定に対する保全抗告（以下「本保全抗告」といいます。）の申立てを行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 保全抗告の申立てに至った経緯

2022年6月6日付「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本新株予約権の無償割当てについて、当社株主であるアダージキャピタル有限責任事業組合から、本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立てがなされておりました。

そして、2022年7月1日付「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大阪地方裁判所において、本新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の本仮処分決定がなされました。これを受け、当社は、2022年7月6日付で大阪地方裁判所において異議申立てを行いました。同月11日付で同裁判所において本認可決定がなされました。

当社は、大阪地方裁判所の上記各決定を争い、その取消し等を求めるため、本日、大阪高等裁判所に対して本保全抗告の申立てを行いました。

2. 保全抗告の申立てを行った年月日

2022年7月14日

3. 今後の方針及び見通し

当社は、本仮処分決定及び本認可決定が認められる理由はなく、これらは直ちに是正されるべきものと考えており、引き続き、本新株予約権の無償割当ての適法性を主張・立証してまいります。

以上